

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和7 年 6 月 10 日	
愛知県知事 殿	
提出者 住友林業ホームテック(株)名古屋中央支店	
住 所 愛知県名古屋市中区葵1-19-30 マザックアートプラザオフィス棟3階	
氏 名 三輪貴久	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 052-979-7195	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	住友林業ホームテック(株) 名古屋中央支店
事業場の所在地	愛知県名古屋市中区葵1-19-30 マザックアートプラザオフィス棟3階
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	建設業
② 事業の規模	令和6年度実績 元請完成工事高 1,457,742千円
③ 従業員数	32名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	①各建築工事現場にて産業廃棄物発生（解体工事及び工事中発生） ②委託契約をしている収集運搬業者にて中間処理施設へ運搬 ③委託契約をしている中間処理業者にて再生及び最終処分への処理を行う。（破碎・選別） ④中間処理業者にて有価償却物・再生品目の売却物及び最終処分場への運搬を行う。 ⑤最終処分場にて処分

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)
別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	（これまでに実施した取組） 排出品目及び排出量の管理を行い、毎月データを集計し排出抑制に努める。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	排出量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 引き続き下記の項目に取り組む事とする。 排出品目及び排出量の管理を行い、毎月データを集計し排出抑制に努める。		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 指定産廃分別袋により現場にて分別の徹底を図る。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 引き続き下記の項目に取り組む事とする。 指定産廃分別袋により現場にて分別の徹底を図る。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ①委託処理業者の適性処分管理をJWNETにて行い、毎月末日に集計を行い、最終処分報告の漏れが無いように管理を行う。 ②委託処理業者に対する適正管理を行う為、年一回現地にて処理状況を確認する。(踏査)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 分別回収の実施。 再利用を促進し廃棄物の抑制の実施。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八の別紙

令和6年度の産業廃棄物発生量（実績）及び 令和7年度の目標

（単位：t／年）

項 目	産業廃棄物の種類 (名称)	令和6年度の実績				令和7年度の目標			
		廃プラ	紙くず ^a	木くず ^a	繊維くず ^a	廃プラ	紙くず ^a	木くず ^a	繊維くず ^a
	6年度の産業廃棄物発生量（実績）	84.42	36.36	514.64	4.61				
①	産業廃棄物発生量	90	40	500	5				
②	自己直接再生利用量								
③	自己直接埋立処分又は海洋投入量								
④	自己中間処理量								
⑤	自己中間処理残さ量								
⑥	自己中間処理後再生利用量								
⑦	自己中間処理後自己埋立処分又は海洋投入量								
⑧	直接委託及び自己中間処理後委託処分量	90	40	500	5				
k	再生利用量								
l	中間処理による減量								
m	最終処分量								

- （注）1 特別管理産業廃棄物及び一般廃棄物は記入しないください。
2 記入欄が不足する場合は、コピーしてお使いください。
3 単位を間違えないよう注意してください。

様式第二号の八の別紙

令和6年度の産業廃棄物発生量（実績）及び 令和7年度の目標

（単位：t／年）

項 目	産業廃棄物の種類 (名称)	金属くず	ガラス・ 陶磁器くず	混合(安定型)	混合(管理型)	合 計
6年度の産業廃棄物発生量(実績)						
①	産業廃棄物発生量	113.34	212.90	0	75.12	1436.84
	② 自己直接再生利用量					
	③ 自己直接埋立処分又は海洋投入量					
	④ 自己中間処理量					
	⑤ 自己中間処理残さ量					
	⑥ 自己中間処理後再生利用量					
	⑦ 自己中間処理後自己埋立処分 又は海洋投入量					
	⑧ 直接委託及び自己中間処理後委託 処分量	120	210	0	80	
k	再生利用量					
l	中間処理による減量					
m	最終処分量					

令和7年度の目標

- (注) 1 特別管理産業廃棄物及び一般廃棄物は記入しないでください。
2 記入欄が不足する場合は、コピーしてお使いください。
3 単位を間違えないよう注意してください。

様式第二号の八の別紙

令和6年度の産業廃棄物発生量（実績）及び 令和7年度の目標

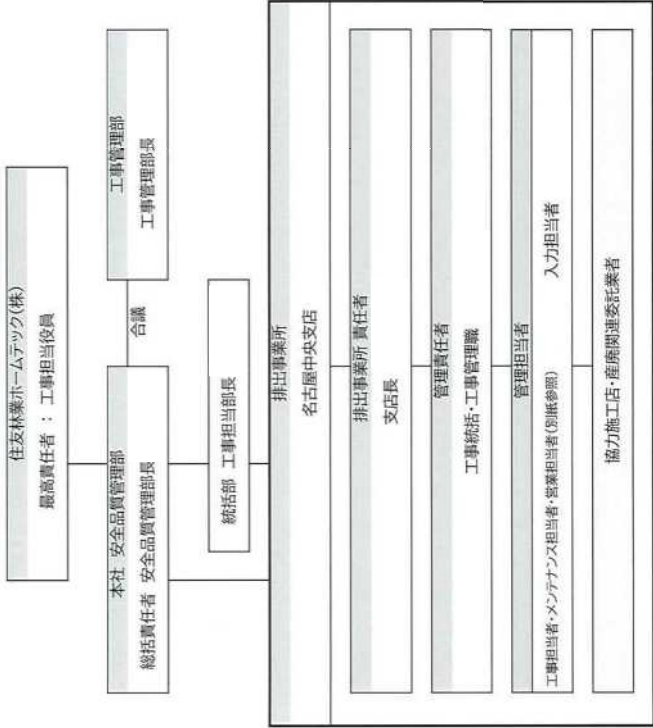
産業廃棄物の種類 (名称)		がれき類	廃石膏ボード		合 計
項 目					
6 年度の産業廃棄物発生量（実績）		302.96	92.50		1436.84
② 産業廃棄物発生量		300	95		1440
② 自己直接再生利用量					
③ 自己直接埋立処分又は海洋投入量					
④ 自己中間処理量					
⑤ 自己中間処理残さ量					
⑥ 自己中間処理後再生利用量					
⑦ 自己中間処理後自己埋立処分又は海洋投入量					
⑧ 直接委託及び自己中間処理後委託処分量		300	95		
k 再生利用量					
l 中間処理による減量					
m 最終処分量					

令和7年度の目標

- (注) 1 特別管理産業廃棄物及び一般廃棄物は記入しないでください。
2 記入欄が不足する場合は、コピーしてお使いください。
3 単位を間違えないよう注意してください。

住友林業ホームテック株式会社 産業廃棄物管理体制図

1. 産業廃棄物管理規程 第6章-第12条に基づく細則として、以下のとおり、定める。



(用語の定義)

- ①「産業廃棄物」とは、廃掃法第2条第4項及び第5項に規定される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物をいう。
②「排出事業所等」とは、事業活動に伴って産業廃棄物を排出する事業所であって、工場・研究所・倉庫・事務所等一定の場所
継続的に産業廃棄物を排出する場所、及び建設現場等の特定の場所で短期的に産業廃棄物を排出する場所を管轄する事業所をいう。

※事務所一般廃棄物は総務部にて別途定める。

2. 役割
産業廃棄物管理規程および職務権限規程に基づく役割は、以下のとおり。

安全品質管理部	
①産業廃棄物管理規程に関する会社の基本方針の作成、並びに統括指導・教育に関する事項	
②産業廃棄物の適正処理に関する諸規程、管理体制図等の制定改廃	
③処理業務遂行のための情報収集、指示、検査、助言、及び社内関係部署との連絡調整	
④廃掃法及び関係法令等の研究及び行政官庁との連絡調整	
⑤産業廃棄物の排出状況、再資源化及び再利用状況の把握及び分析	
⑥法令・行政庁の指導内容の周知	
⑦産業廃棄物の収集運搬業者及び処理処分業者の採用・委託契約の合議	
⑧住友林業統括本部との連絡調整	

工事管理部	
以下の業務において、合議承認を要する	
①産業廃棄物管理規程に関する会社の基本方針の作成	
②産業廃棄物の適正処理に関する諸規程、管理体制図等の制定改廃	
③産業廃棄物の収集運搬業者及び処理処分業者の採用・委託契約の合議	

排出事業所(支店)	支出	統括部署	
		支出長	工事担当部長
排出事業所責任者	●	●	○
排出方針に則した支店の方針に関する事項	●	●	○
①会社方針に則した支店の方針に関する事項	●	●	○
②排出事業所等の産業廃棄物管理に関する事項を統括する	●	●	○
③産業廃棄物管理規程(管理責任者、管理担当者)に、必要に応じて特別管理産業廃棄物(責任者)の任命	●	●	○
④取引関係における排出事業者責任の把握及び当該責任に付した産業廃棄物の適正処理に関する指示及び関係者との協議	●	●	○
⑤支店内産業廃棄物処理委託業者の採用に関する事項	●	●	○
⑥産業廃棄物の収集運搬業者及び処理処分業者の採用・委託契約の締結	●	●	○
⑦社内関係部署との情報交換、協議、連絡調整	●	●	○

管理責任者	支店		統括部署	
	工場統括	工場主任	工場主任	統括部長
①産業廃棄物処理の現場実務の指示、指導及び助言	●	●	●	○
②産業廃棄物処理実績の集計、記録の保存及びその報告	●	●	●	○
③マニフェスト(産業廃棄物管理票)の処理、管理及び保存	●	●	●	○
④産業廃棄物に関する委託契約書の作成、更新管理及び保存	●	●	●	○
⑤産業廃棄物収集運搬業者及び処理処分業者等の施設等の調査、踏査、選定及び教育	●	●	●	○
⑥従業員及び取引業者に対する産業廃棄物に関する教育の実施	●	●	●	○
⑦廃掃法及び関係法令に従い、関係行政機関等に対する申請、報告に関する事項	●	●	●	○

管理担当者(入力担当者)	統括部署	
	支出	取引部
①電子マニフェスト登録、期限管理	●	○
②産業廃棄物処理実績の集計、記録の保存	●	○
③マニフェスト(産業廃棄物管理票)の保存	●	○
④産業廃棄物に関する委託契約書の保存	●	○

管理担当者(工事担当者・メンテナンス担当者・営業担当者)	
①マニフェスト(産業廃棄物管理票)等の交付	
②産業廃棄物の分別及び引渡し時の確認	
③協力施工店等の下請事業者の監督及び指導	
④産業廃棄物の保管基準遵守に関する事項	
⑤産業廃棄物の発生抑制への工夫ならびに再資源化及び再生利用の推進	

【注】 ●は責任者、○は副責任者とし、副責任者は該当業務を責任者に引き継ぐ。